

平成29年度六戸町社会福祉協議会事業計画

基本理念

「みんなで支え合い すべての人が 安心して暮らせる町づくり」

基本方針

少子高齢化の進展とともに、支援を必要とする高齢者も増加しています。また、家族や地域のあり方の変容や、社会経済の変化などが進む中、地域社会においては、生活困窮、社会的孤立、医療、介護、子育てへの不安や負担など、様々な生活課題が潜在化しています。

このような新たな生活課題への対応については、公的な制度に基づく支援だけでなく、「地域住民同士の助け合い」の理念に基づく、住民主体の地域づくりが不可欠です。

平成27年4月に改正された介護保険法による新しい総合事業では、「住民主体」の生活支援サービスが介護保険制度の中に位置付けられ、これにより、見守り支援活動やふれあい・いきいきサロン、住民主体の生活支援サービスなどの一層の推進が期待されています。

本会では、平成28年度に引き続き、町より生活支援体制整備事業を受託し、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援を行う担い手の養成・発掘・新たな活動の創出など、高齢者の支え合う地域づくりを進めていきます。

また、さまざまな問題を複合的に抱え生活に困っている人を、民生委員や関係機関と連携し早期に発見し、必要な支援を包括的・継続的に提供できるように対応していきます。

社会福祉協議会は、これまで長年にわたり培ってきたコミュニティワークや個別支援の実践をもとに、地域住民が安心して生活を送るため、行政や福祉施設、団体等と連携協働し、住民と一体となった地域福祉の推進を図り、地域の課題解決に向けた事業展開と支援のネットワーク作りに取り組んでいきます。

本会の基本理念の実現に向け、地域福祉を総合的に進めるために次の重点項目を掲げ各種事業に取り組んでいきます。

- 1 住民主体による地域での見守り活動や支え合い活動の推進
- 2 様々な生活課題を抱えている住民を支援する相談支援体制の充実
- 3 介護予防・介護サービスの充実
- 4 法人全体の安定的経営を目指し、介護サービス事業等を含む法人全体の収入増加

I 住民参加で安心の町づくり（地域福祉活動の推進）

希薄になりがちな地域社会（近所のつながり）の再構築と地域力向上を目指し、生活支援体制整備事業、福祉安心電話サービス事業等を推進し、高齢者世帯の見守り活動や生活支援体制の整備を行っていきます。

1-1 住民参加による支え合い活動

(1) 六戸町生活支援体制整備事業（平成28年度～）【町受託金】

地域包括ケアシステムの構築を図るため、生活支援コーディネーターの配置と協議体を設置し、地域の福祉ニーズに即した資源開発やネットワークづくりを行います。

- ① 協議体会議の開催 年3回
 - ア 地域支援・ニーズの把握
 - イ 必要に応じた新たな地域資源の創出
- ② 実務者（ケアマネジャー）ニーズ検討連絡会の開催 年4回 ★新規
 - ア 実務者が抱えているニーズの掘り起こし
 - イ 困難事例等に係るサービスの情報提供
- ③ 生活支援コーディネーターの配置
 - ア 関係機関のネットワークの構築
 - イ 地域支援ニーズと提供主体活動のマッチング
 - ウ ニーズに対する情報の収集
 - エ 生活支援コーディネーター研修会への参加（青森市など）
- ④ 養成講座の開催
 - ア 一般住民を対象とした養成講座の開催 年2回（8月・2月）
 - イ 養成講座修了者の登録及び活動紹介
- ⑤ 高齢者世帯の見守り体制の構築
 - ア 民生委員を中心とした見守りサポーターの配置
 - イ 地域ごとのネットワーク会議の開催 年2回以上
 - ウ 見守りサポーター養成研修会の開催 年1回

(2) 緊急通報システム 福祉安心電話サービス事業（平成2年度～）

【会費、町補助金、県社協助成金】

概ね65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、近隣に4人～5人の協力員を配置し、通報時の安否確認と不安の解消を目的に、県社会福祉協議会が運営する福祉安心電話を設置し、24時間体制で見守りをします。近隣の住民、福祉、保健、医療など地域の関係機関・団体とネットワークを図り見守り体制の充実を図ります。

- ① 設置者 40世帯（平成29年3月31日現在）
- ② 設置台数 新規3台・保存機5台
- ③ 事業内容
 - ア ふれあいテレフォン 1ヶ月に1回
 - イ 訪問活動（点検及び電池交換、設置者のニーズ把握） 随時
 - ウ 設置者・協力員へのシステム説明会 安心電話設置時

エ 福祉安心電話サービス事業の啓発

オ 福祉安心電話協力員研修会 平成29年12月16日（土）

(3) ふれあい・いきいきサロン（平成9年度～）【町受託金】

身近な公民館等を利用し、様々な団体・機関と連携しながら介護予防並びに福祉コミュニティの活性化を図っていきます。

- ・開催日 通年 99回開催予定 目標参加者 延1,500人
- ・開催地区 14ヶ所
上吉田、七百、小平・柳町、鶴喰、大曲、長谷、金矢、川原新田、小松ヶ丘、みなみ（南町一、南町二）、沖山、通目木、押込、上町
- ・参加費 300円～1,000円
- ・主な内容 創作活動、レクリエーション、健康体操、世代間交流、料理教室、保健師による健康相談、日帰り旅行
- ・サロン従事者打合せ会 2月開催

(4) 共助のための基盤づくり事業（平成29年度～）★新規 【町受託金】

（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）

年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域のつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

- ① 地域の福祉ニーズを把握
 - ・住民座談会の開催
 - ・引きこもりに関する実態調査
 - ・高齢者のみの世帯台帳整備
- ② 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進
 - ・緊急通報体制の整備
 - ・引きこもり調査結果から必要とされる支援活動
 - ・地域サービスの担い手講座
- ③ 地域におけるインフォーマル活動の活性化の推進
 - ・定年退職者への地域貢献研修
 - ・引きこもり調査結果に関する関係機関等への説明会
- ④ その他地域福祉の推進を図るための事業
 - ・引きこもり調査結果に関する関係機関及び団体との連絡会議の開催
 - ・関係機関、団体、関係者への福祉サービス事業の説明会の開催

1-2 福祉団体・当事者団体の支援育成

(1) 福祉団体への支援（平成元年度～）【町補助金、共同募金配分金】

福祉団体等に助成金を交付するとともに、パートナーシップを図り連携・協働して高齢者・障がい者及び家族など当事者団体の育成及び会員増強、福祉向上に努めます。

① 助成団体

町老人クラブ連合会、町身体障害者福祉会、町手をつなぐ親の会

② 第39回上北郡老人スポーツ大会の開催（上北郡老人クラブ連合会主催）

- ・期日 平成29年10月18日（水）
- ・場所 六戸町総合体育館

(2) 在宅介護者の集い（平成5年度～）【会費、共同募金配分金、事業収入】

介護者を介護から一時的に開放し、日帰り旅行等を活用した介護者相互の交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図ります。また、在宅介護者の会の設立を支援します。

① 日帰り旅行

- ・期日 平成29年10月下旬
- ・参加費 1,000円
- ・場所 ぬぐだまりの里 秘湯 八甲田温泉
- ・目標参加者 20人

② お茶会

- ・期日 第1回：平成29年6月中旬 第2回：平成30年2月中旬
- ・参加費 無料
- ・場所 六戸町老人福祉センター
- ・目標参加者 20人

(3) ひとり親家庭親子交流会

母子父子家庭を対象に参加者相互の交流を図るとともに制度の周知、子育てに関する悩みを相談する機会を設け不安の解消に努めることを目的とします。

- ・期日 平成29年9月10日（日）
- ・場所 小松ヶ丘地域交流館
- ・対象 母子父子家庭の親子 10組
- ・参加費 1世帯 500円
- ・内容 そば打ち、情報交換会、ゲーム等

1-3 広報活動・福祉活動の啓発 【会費、共同募金配分金】

広報誌の発行、ホームページにより、各種福祉制度に関する情報や社協の事業、ボランティアに関する情報など、住民の目線に立った福祉サービスの情報提供に努めていきます。

(1) 社協広報誌・情報誌の発行（平成元年度～）

- ① 社協だより「ふれあい」の発行（2色刷り A4 8頁） 年3回発行
5月、9月、1月
- ② 社協通信「コラボ」の発行（A4 2頁） 年9回発行
4月、6月、7月、8月、10月、11月、12月、2月、3月
- ③ 発行部数 3,400部
- ④ 配布先 毎戸配布、関係機関、パンフレットスタンドへの設置

(2) ホームページによる情報提供（平成19年度～）

- ・ホームページを活用し、社協の事業内容や活動紹介など福祉に関する情報を広く発信します。
- ・ホームページに現況報告書等の掲載をします。

(3) 第22回六戸町社会福祉大会（平成元年度～）

社会福祉関係者及び住民が一堂に会し、社会福祉に対する理解と連携を深めると共に社会福祉の発展に功績のあった方々の表彰を行います。

- ・期 日 平成29年10月8日（日）
- ・場 所 六戸町文化ホール
- ・内 容 社会福祉功労者の表彰、共同募金協力者の表彰
- ・目標参加者 350人

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ●青森県社会福祉大会 | ・期日 平成29年11月／場所 青森市 |
| ●上北郡社会福祉大会（主管 七戸町社会福祉協議会） | |
| ・期日 平成29年 月 日（ ）／ | ・場所 七戸町 |

(4) 社協まつり（平成8年度～） ※第22回六戸町社会福祉大会と併催

- ・期 日 平成29年10月8日（日）
- ・場 所 六戸町文化ホール
- ・内 容 社協・福祉団体活動紹介、もの作り体験、遊びの広場、ステージ発表、模擬店

1-4 福祉課題の把握及び援護活動 【会費】

(1) 地域福祉懇談会の開催（平成14年度～）

町内会や福祉団体等で社協のPR活動及び地域住民との意見交換を行い、地域の生活課題の把握に努めます。

(2) 調査・研究（平成元年度～）

民生委員児童委員協議会・保健・福祉・医療関係者との連携により、要援護者世帯の実態把握並びに福祉ニーズの把握を行い、問題解決に努めていきます。

- ① 民協定例会での情報交換（月1回）
- ② 六戸町地域ケア会議への参加
- ③ 生活困窮者自立支援 上北窓口支援調整会議参加
- ④ 福祉協力員会議の開催 12月、1月

(3) 援護活動事業（昭和63年度～）

自然災害、火災等の被災者等への支援活動として、災害により被害を受けた世帯へ災害見舞金の支給並びに災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金を支給します。

●災害見舞金

住居が全壊、全焼又は流出した場合	10,000円
住居が床上浸水した場合	5,000円
住居が半壊又は半焼した場合	5,000円
災害弔慰金	5,000円

Ⅱ 人と人がつながる町づくり（ボランティア活動の振興）

行政や関係機関、社会福祉施設・団体・企業等との連協・協働により、福祉教育、ボランティア活動の振興に取り組み、住民の主体的な福祉のまちづくりの参画を推進していきます。

また、災害時のボランティア体制づくりやネットワークづくりを進めていきます。

2-1 福祉教育の推進と人材育成 【会費、共同募金配分金】

(1) 出前福祉講座（平成7年度～）

福祉に対する理解と関心を深め、思いやりの心を育てることを目的に、当事者や社協職員、関係機関職員等が講師となり、学校や地域に出向き、福祉・ボランティア・その他の分野で実施します。

●体験メニュー

車椅子体験、高齢者疑似体験、手話体験、アイマスク・ガイドヘルプ体験、点字体験、盲導犬について、防災講座、伝承講座、福祉・ボランティア講話、DVDの貸出他

(2) 夏！ボランティア体験2017（平成8年度～） ・目標参加者 150人

ボランティア活動に参加する意欲があっても参加のきっかけをつかむことが難しい方に対し、「広げボランティアの輪連絡協議会」が提唱する7月～8月の「ボランティア体験月間」に、ボランティア活動を体験する機会を提供し、ボランティア活動に対する社会的な関心を広く喚起することを目的とします。

- ① ボランティア体験2017打合せ会 5月中旬
- ② 7月～8月 夏のボランティア体験実施 受入れ施設 16団体
- ③ 活動報告書の作成
- ④ 福祉施設ボランティア受入担当職員研修会の開催 平成29年6月 ★新規

(3) 福祉体験サポーター養成講座（平成28年度～）

学校や地域など福祉教育での体験活動のサポートをする人材の養成をします。

- ・期 日 平成29年7月26日（水）
- ・内 容 車椅子介助・高齢者体験

2-2 ボランティア活動 【会費、共同募金配分金】

ボランティア活動にかかわる相談・支援・情報提供、研修、ボランティアメニューの開発などを行います。ボランティア団体の育成及び組織化に努めます。

(1) ボランティアセンターの運営（平成6年度～） ・新規登録目標 10人

ボランティア活動を希望する人からの相談、ボランティアを必要としている施設・団体・個人からの相談、ボランティア活動の紹介など、ボランティアの橋渡しをします。

また、町が実施している「ろくのへ元気アップポイント事業」を活用し、ボランティア活動を始めるきっかけや活動継続への促進につなげていきます。

(2) 収集ボランティア（平成7年度～）

誰でも気軽にできるボランティア活動として、町民、学校、企業、関係機関に広く呼び掛け、プルタブ、使用済切手、エコキャップの収集活動を支援していきます。

(3) 除雪ボランティア（平成23年度～）

概ね75才以上の高齢者世帯、障害者のみで構成されている世帯などで、大雪の際自力で除雪が困難かつ家族や親族及び近隣の協力が困難な世帯を対象に、ボランティアを派遣し除雪活動を行います。社会人登録による活動の推進を図る。

- ・活動期間 12月～3月の土曜日または日曜日
- ・活動者 登録した中学生・高校生ボランティア、社会人

(4) 掃除ボランティア（平成24年度～）

概ね75歳以上の高齢者世帯、障害者のみで構成されている世帯などで、家族や親族の協力が困難な世帯に対し、年末にボランティアの協力により窓拭きや蛍光灯等の掃除を行います。

- ・期 日 平成29年12月26日（火）
- ・活動者 中学生、高校生、一般登録ボランティア

(5) サンタボランティア（平成28年度～）

地域住民相互の連帯感を高めることを目的に、地域の子供達にサンタクロースに扮したボランティアが、親から事前に預かったプレゼントにカードを添えて配達します。

- ・期 日 平成29年12月24日（日）
- ・実施場所 小松ヶ丘地区
- ・対象世帯 小学生以下のいる10世帯
- ・協力団体 小松ヶ丘連合町内会・こども園えがお

2-3 災害時における災害ボランティア活動 【会費、共同募金配分金】

(1) 災害ボランティア活動（平成24年度～）

災害時のボランティア活動を効果的に被災者救援につなげるために、関係機関・団体が連携し、平常時のネットワークづくりや災害ボランティアに関する人材育成等の取組を進めていきます。

- ① 関係機関・団体等のネットワーク、協力体制の構築
- ② 災害ボランティアコーディネーターの育成・登録（県の研修会を活用）
- ③ 住民の災害に対する意識の高揚（福祉座談会、いきいきサロンなど活用）随時
- ④ 災害ボランティアセンター運営対応訓練

Ⅲ 人を大切にし、柔軟に対応できる仕組みづくり （福祉サービス利用支援の充実）

福祉サービス利用者や地域住民の立場に立ち、個人の尊厳と権利の保持、福祉サービスの利用や地域生活の支援に向けた相談・支援を進めます。

また、経済的な問題、地域や家族とのつながりの問題などを抱える方々の解決すべき課題を整理し関係機関と連携し、継続的に支援していきます。

3-1 総合的な相談支援活動の推進 【補助金、会費】

(1) 心配ごと相談所（昭和63年度～）

誰もが気軽に来所できる心配ごと相談所として、住民の様々な相談に応じ、問題の解決や関係機関への橋渡しを行います。

① 心配ごと相談所（来所・電話）

- ・開設日 第1・第3火曜日（祝日除く） 午前9時～正午 24日開設
- ・場 所 六戸町老人福祉センター
- ・相談員 人権擁護委員 4人、行政相談員 1人、民生委員 5人
※相談員1名体制（必要に応じ職員が対応）

② 特設合同相談（年4回）

- ア 行政合同相談 5月、10月
- イ 人権合同相談 6月、12月

③ 会議・研修等

- ア 心配ごと相談所運営会議 4月、10月
- イ 六戸町心配ごと相談員研修会（青森市） 10月

(2) 福祉総合相談（平成元年度～）

住民の様々な相談に応じ、関係機関と連携し、相談から援助活動まで一貫した相談援助が行えるように支援していきます。

- ・日 時 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時
- ・場 所 六戸町老人福祉センター

(3) 生活困窮者自立相談事業（平成27年度～）

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方々を早期に発見し、上北自立支援窓口につなぎ、自立相談窓口や関係機関と連携し、自立に向けたきめ細かい支援を行っていきます。

3-2 福祉サービス利用支援の推進 【会費】

(1) 日常生活自立支援事業（平成11年度～）

高齢や障害などによって、自分一人で意思決定し、実行に移すことが難しい状況にあり日常生活に不安がある方で事業の契約内容について判断でき利用を希望する方を対象に支援します。

また、制度の理解を深め、町民の権利擁護意識の醸成や活動促進を図ることを目的に、青森県社会福祉協議会「成年後見制度」の普及啓発事業出張出前講座を活用し、制度の啓発を行います。

【支援内容】

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 日常的金銭管理サービス
- ③ 書類預りサービス

(2) 福祉サービス苦情解決体制（意見・要望受付）（平成12年度～）

社会福祉法第82条の規程に基づき、利用者、住民からの意見・要望を受け、利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービスの向上を図り、本会の福祉サービスを適切に利用できるように支援します。

- ① 苦情解決第三者委員運営会議 4月27日（木）
- ② 苦情・意見・要望等職員間共有 職員会議にて随時
- ③ 苦情・意見・要望等に関する周知活動

3-3 低所得世帯等に対する資金の貸付と支援

(1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業 昭和63年度～）【会費、県社協助成金】

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、生活の安定を図っていきます。

- ① 資金種類
総合支援資金、教育支援資金、福祉資金、不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金
- ② 事業内容
 - ア 借入申込者に対する相談支援、貸付の必要性、妥当性の判断
 - イ 貸付期間中、貸付決定後の定期的な相談支援、償還指導
 - ウ 貸付審査会の開催 随時
 - エ パンフレットの配布、社協だより・ホームページへの掲載
 - オ 滞納者の償還促進面接 8月

(2) たすけあい資金貸付事業（昭和63年度～）【会費】

低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立を図り安定した生活が送れるように支援します。

- ① 資金種類 生活資金、医療資金、療養資金
- ② 貸付金額 5万円（特別の場合 10万円以内）
- ③ 償還期間 6ヶ月（特別の場合 12ヶ月以内）
- ④ 貸付審査会の開催 随時
- ⑤ 滞納者への償還促進 8月・12月

(3) 高額療養費資金貸付事業（昭和63年度～）【町短期借入金】

町国民健康保険の被保険者で医療費の支払いが自己負担限度額を超える世帯に対して、当座の医療費の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込み額の9割相当を無利子で貸付します。

IV 自立した暮らしを支えるサービスの充実（在宅福祉サービスの充実）

地域の福祉課題に即応したサービス、利用者の立場に立ったサービスに取り組んでいきます。

また、低所得者や公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や制度の谷間にある方への対応など、一人ひとりの暮らしを支える事業を推進していきます。

4-1 高齢者・障害者等の生活支援サービス

(1) 在宅介護用器具貸付事業（平成2年度～） 【会費】

在宅で介護している世帯の経済的及び介護負担の軽減を図ることを目的に車椅子とギャジベットを無料で貸出します。

- ① 車椅子保有台数 39台
- ② ギャジ ベット保有台数 26台

(2) 移送サービス事業（平成10年度～） 【会費、事業収入】

在宅の高齢者、障害者等で公共の交通機関を利用して移動が困難な方を対象に運輸局の許可車両を使用し、有償で移送サービスを行います。

① 利用料

3km未満	300円（片道）
5km未満	500円（片道）
5km以上は5km毎に	500円の加算
40km以上は10km毎に	500円の加算

- ② 利用時間 午前8時～午後5時（土・日・祝日は除く）
- ③ 実施地域 町内、旧十和田市、三沢市、おいらせ町、八戸市の一部
- ④ 有償ボランティア 4人
- ⑤ 有償ボランティアの募集及び有償運送講習会参加のための講習費補助

(3) 訪問型サービスA事業（29年度～） 【町受託金】

日常生活上の支援を必要とする方に、訪問介護員が生活援助を行い、自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図ります。

- ① 対象者 独居（日中独居含む）等により、他に見守りや家事を行う家族がいない方で、部分的な家事を行うことで自立できる方。
- ② サービス内容 掃除、洗濯、ベットメイク、衣類整理、調理、買い物、薬の受け取り
- ③ 利用上限 1回につき60分以内で週2回を限度
- ④ 利用料金 1回 150円

(4) 救急医療情報キットの配布（平成28年度～） 【共同募金配分金事業】

ひとり暮らしの高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの情報、緊急連絡先などの情報を専用容器に入れ、万一の緊急時に備えます。

- ・対象者 おおむね75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・実施方法 希望者へ配布します。

4-2 高齢者の生きがいと健康づくり 【町受託金】

高齢者の閉じこもりを予防し、健やかで生きがいのある生活を送ることを目的とします。

(1) グラウンド・ゴルフ大会（平成11年度～）

- ・期 日 第1回 5月29日（月） 第2回 9月25日（月）
- ・場 所 舘野公園
- ・共 催 六戸町老人クラブ連合会

(2) 元気はつらつ教室（平成27年度～）

- ・日 時 毎週金曜日 10:00～11:30
- ・場 所 六戸町老人福祉センター
- ・内 容 筋力アップ体操、レクリエーション
- ・目標参加者 47回開催 1回20人 延940人

(3) 町老人福祉センターの運営（平成5年度～）

町内の高齢者の憩いの場である町老人福祉センターの適切な管理運営に努め、利用者の増加に努めます。

- ① 火曜日、金曜日の入浴事業
- ② 入浴日を利用した生きがい活動の支援
- ③ 施設及び敷地内の衛生管理・環境整備
- ④ 利用者名簿の作成
- ⑤ 避難訓練 年2回

(4) いきいき創作活動

- ・期 日 月2回（火曜日）
- ・場 所 六戸町老人福祉センター
- ・対 象 65歳以上の町民

4-3 介護保険事業 【介護保険事業収入等】

要支援・要介護認定を受けた高齢者が自ら望む環境で、尊厳をもって暮らし、残存能力を活かしながら、在宅で自立した生活を送ることができるよう、公的サービスだけでなく、地域にある社会資源を活用し総合的に支援していきます。

(1) 居宅介護支援事業（平成11年度～） 目標利用者 月60人

① サービス内容

- ア 介護保険に関する相談・助言・要介護認定申請の手続き代行
- イ ケアプラン（居宅サービス計画）の作成
- ウ 市町村、保健・医療・福祉サービス機関との連携・調査

- ② 営業日及び時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時まで
※祝日、12月31日～1月3日除く。
- ③ 認定調査、介護予防プラン作成（町受託）
- ④ 内部介護支援専門員会議（週1回 事務局含む）
- ⑤ 事業啓発活動の実施
ふれあい・いきいきサロン、元気サロン、老人クラブ行事での説明

(2) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（平成12年度～）

目標利用者 月40人

- ① サービス内容
 - ア 生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理・後片付け、ゴミ捨て、ベットメイク）
 - イ 身体介護（食事介助、排泄介助、オムツ交換、清拭、体位交換、通院介助、服薬介助等）
- ② 営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前6時～午後10時
- ③ ケース検討会議（月2回）
- ④ マニュアル見直し検討会議
- ⑤ 介護・援助技術向上のための内部研修

(3) 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護（平成12年度～）

目標利用者 月10人

- ① サービス内容 入浴前の体調チェック→脱衣→入浴→着衣→入浴後の体調チェック
- ② 営業日及び時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
※祝日も営業します。
- ③ ケース検討会議（月2回）
- ④ 介護・援助技術向上のための内部研修

4-4 障害福祉サービス事業

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）（平成18年度～） 目標利用者 月8人

【障害福祉サービス等事業収入、その他補助金収入等】

- ① 対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害含む）
障害児（身体障害児、知的障害児、18歳未満の精神障害者）
- ② サービス内容
 - ア 生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理・後片付け、ゴミ捨て、ベットメイク等）
 - イ 身体介護（食事介助、排泄介助、オムツ交換、清拭、体位交換、通院介助、服薬介助等）
- ③ 営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前7時～午後7時
- ④ ケース検討会（月2回）

(2) 重度訪問介護（平成18年度～）

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に行います。

(3) 相談支援事業（平成28年度～）

① 指定特定相談支援事業

地域で暮らす障害者（児）が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、障害福祉サービス等の利用計画の作成・利用計画の見直しを行います。

② 指定一般相談支援事業

入所施設や病院等からの退所・退院に当たって支援を要する方に対し、施設や病院と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

V 民間性を発揮した社協づくり（組織基盤の充実）

組織、財政、事業を評価・見直しを行い、経営基盤を強化していきます。公共性や中立性を確保しつつ、民間組織としての開拓性を活かしていきます。

また、財政及び経理については、適切な内部牽制を実施していきます。

5-1 組織体制の充実

【会費、介護保険収入、補助金収入等】

社会福祉法改正に伴う定款改正により、新制度に対応した事務等の体制整備に努めます。また、情報開示等実施し、ホームページへの公開等の事務を適切に実施します。

(1) 理事会（昭和63年度～）

法人の執行機関として、事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、法人運営上の重要事項について審議し、適正な経営と組織管理、事業執行に努めます。

・開催予定 5月、6月、9月、11月、3月

(2) 評議員会（昭和63年度～）

法人の議決機関として、事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、定款変更等法人運営上の重要事項について審議、議決し適正かつ公正な法人運営の確立に努めます。

・開催予定 定時評議員会 6月 評議員会 4月、11月、3月

(3) 監査会（昭和63年度～）

法人の監査機関として、業務全般の執行状況並びに経理、資産状況等について厳正に監査し、必要に応じて執行機関に意見を提案しながら、適正に監査業務を実行します。

・決算監査 5月 中間監査 11月、2月

(4) 委員会

- ① 地域福祉委員会（昭和63年度～）
地域福祉事業に関する協議・検討を行い会長に進言します。
 - ・開催予定 6月、2月
- ② 活動指針策定検討委員会（平成21年度～）
活動指針の策定及び進行管理・評価を行います。
 - ・開催予定 2月
- ③ 理事推薦委員会（平成23年度～）
- ④ 評議員選任・解任委員会（平成29年度～）

(5) 役員等研修（平成3年度～）

地域福祉推進及び経営等に関する研修会の開催及び外部研修へ参加します。

- ① 役員研修会の開催
- ② 外部研修会への参加

(6) 財務管理（平成10年度～）

社会福祉法人会計基準や社協経理規程を遵守し内部牽制に努め、適切に経理処理や財務諸表を作成し法令等に基づいた開示をしていきます。

会計事務を適正に実施するために複数の職員を会計研修会へ参加させ会計事務の理解を図ります。

(7) 職員の資質向上（平成元年度～）

職員の資質向上のために、組織として職員に求める資質を次のとおりとし、職員ごとに教育・研修計画を策定し、目標として国家資格等取得を進めて行きます。

- ① 職員に求める資格
 - ・社会福祉士、介護福祉士等の国家資格取得及び介護支援専門員
- ② 必要とする知識及び技術
 - ・相談援助技術、ソーシャルワーク知識、連絡調整、介護技術等に関すること
 - ・会計基準、職業倫理、社会福祉関係法令等に関すること
- ③ 資質向上のための研修（研修成果を地域福祉推進に役立てる）
 - ・外部研修への参加及び研修報告会の開催、内部研修会の開催

5-2 自主財源と公的財源の確保 【会費】

(1) 社協会員の募集（平成元年度～）

地域住民が主体となり、誰もが住みやすい町づくりを目指し、地域福祉活動を推進するため会員の確保に努め、社会福祉協議会の財政基盤の安定を図ります。

① 会費種類・金額

会費種類	金額
一般会員	1,000円
賛助会員	2,000円
特別賛助会員	5,000円
団体会員	10,000円

- ② 見越ヶ丘・古里ニュータウンの個別訪問 7月上旬
- ③ 町内会未加入世帯へのダイレクトメール発送
- ④ 団体会員、特別賛助会員等事業所訪問 6月

(2) 赤い羽根共同募金運動（昭和63年度～）

赤い羽根共同募金運動を推進し、募金実績により配分される地域配分金の拡大に努め、地域福祉の向上を図ります。

(3) 町補助金・受託金の安定確保（昭和63年度～）

社協が公益性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、地域福祉推進のための補助金・受託金を継続的に要望していきます。

5-3 実習生等の受け入れ

(1) 実習生・職場体験の受け入れ（平成17年度～）

社会福祉協議会の使命及び福祉人材育成として、六戸町及び近隣市町村出身の社会福祉を専攻している、学生及び社会人等を対象に社会福祉士等、社会福祉に関する資格取得のための実習生の受け入れをします。

- ① ソーシャルワーク実習（社会福祉士） 県立保健大学 1人予定
- ② 社会福祉援助技術実習 県立保健大学 1人予定
- ③ 職場体験

5-4 上北郡社会福祉協議会事務局

上北郡社会福祉協議会の事務局を担当し、上北郡内の社会福祉協議会と連携し地域福祉の推進を図ります。

- ・期間 平成28年6月～平成30年6月まで